

水第 2 号議案 横浜市水道条例の一部改正について

1 改正する条例

横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）

2 改正理由

水道メーター（以下「メーター」という。）の技術基準を定めている特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号。以下「検則」という。）の改正に伴い、これまでメーターに表記が義務付けられていた「口径」という表記がなくなりました。

横浜市水道条例では、最低使用水量や水道利用加入金の額等について、メーターに表記されている「口径」別に規定していることから、検則の改正に伴い、横浜市水道条例の一部を改正します。

3 改正の概要

（1）メーターの呼び分けを「口径」から「呼び径」へ変更

これまで「口径」と表現していたものを全て「呼び径」と変更し、「口径」別に設定していた最低使用水量や水道利用加入金の額等の規定を「呼び径」別に変更します。

なお、最低使用水量による水道料金や水道利用加入金の額等の取扱いに変更は無いので、お客さまへの影響はありません。

（2）メーターの設置に関する事項の規定

現行条例では、メーターの設置位置についてのみ管理者が定める規定となっていますが、設置するメーターの「呼び径」も管理者が定めるよう変更します。

（3）その他用語の整理

メーターの「口径」を「呼び径」に変更することに伴い、所要の語句の整理をします。

4 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日